

国民年金保険料は 遅れずにきちんと納めましょう!

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう!(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。)

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず手続きを行なってください。

納付が困難なときは 保険料免除制度	30歳未満の人は 若年者納付猶予制度	学生の場合は 学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得額が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間において一部納付がない期間は除かれます。)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183
熊本西年金事務所 ☎355-3261

行政相談委員委嘱のお知らせ

4月1日付けで、松岡為利さん(鹿水区)と武藤由美子さん(若原区)が総務大臣より行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は行政相談委員法という法律に基づき行政運営の改善などに熱意を有する人に委嘱するもので、お二人とも継続就任となります。

行政に対するご意見や苦情、要望などがありましたら、行政相談委員または熊本行政評価事務所までご相談ください。

相談は無料で秘密は固く守られます。

※市では、月に3回「法律・心配ごと相談」を開催しています。行政相談委員の相談日、場所については、広報こうし「お知らせカレンダー」に毎月掲載しています。

問い合わせ先 総務課総務・男女共同参画班 ☎248-1112 熊本行政評価事務所 ☎324-1662

～65歳以上の皆さんへ～

平成23年度介護保険料のお知らせ

納入通知書(介護保険料額決定通知書)の送付について

平成23年度の介護保険料額が決定しましたので通知書を6月中旬に送付します。この通知書には、平成23年度の介護保険料の算定根拠と支払方法・時期を記載しています。平成22年の所得によって、保険料額が増減する人や保険料の納め方が変わる人がいますので確認してください。

●普通徴収の人

6月から翌1月の納期がある月に送付する納付書や、口座振替で支払をする人です。
※口座振替は申込みが必要です、市役所などで受け付けています。

●特別徴収の人

年金から天引きされる人です。4・6月は平成21年の所得で仮に計算されていましたが、6月に平成22年の所得が分かるため、8月以降の保険料で調整される人がいます。

日本年金機構からの「年金振込通知書」について

「年金振込通知書」は、日本年金機構から年金の受け取りをしている人に、毎年6月に1年分の年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。年金支払額の金額に変更があった場合などには、当月および次回以降の「年金支払額」などを記載した通知書が送付されます。
◎「年金振込通知書」と「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の介護保険料額が一致しないことがあります。

8月以降の介護保険料額について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料額と、本市から通知する「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」に記載された介護保険料額が一致しないことがあります。**実際に天引きされる介護保険料額は、本市から郵送する納入通知書(介護保険料額決定通知書)に記載された金額です。**

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費(滞在費)の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が住民税非課税などに該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減され、限度額までの支払となります。

現在、負担限度額認定証(平成23年6月30日期限)の交付を受けている人には更新のお知らせを郵送しますので、引き続き認定を受ける場合は、お早めに更新申請をお願いします。ただし、平成22年の所得に応じて認定されますので今回は該当しない場合もあります。

1. 軽減の対象

次の介護(介護予防)サービスにおける居住費(滞在費)と食費を軽減します。

- 指定介護福祉施設サービス
- 介護保険施設サービス
- 指定介護療養施設サービス
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2. 対象となる人

第1段階 生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人

第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

第3段階 世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人

3. 申請手続

認定申請 負担限度額認定申請書を窓口(合志庁舎総合窓口、西合志庁舎高齢者支援課、各支所)に提出します。認定された人には、「介護保険負担限度額認定証」を発行します。

認定 申請日の世帯の世帯主・世帯員の課税状況により行ない、申請日の月の初日にさかのぼり効力を有します。

有効期限 7月1日から翌年6月末(8月以降に申請した場合は、申請日の月の初日から6月末)で、毎年度認定を受ける必要があります。

※介護保険負担限度額認定申請書は、市のホームページ(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)からダウンロードできます。

問い合わせ先 高齢者支援課(西合志庁舎) ☎242-1109